

墨田区地域集会所の管理運営に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(利用時間)</p> <p>第2条 集会所(前条第1号及び第3号ウに掲げる集会所に限る。以下この条から第14条までにおいて同じ。)の利用時間は、午前9時から午後9時までとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、指定管理者(前条第1号に掲げる集会所にあつては第15条の規定により業務を行わせる者を、同条第3号ウに掲げる集会所にあつては墨田区コミュニティ会館条例(平成6年墨田区条例第33号)第11条の規定により業務を行わせる者をいう。次条から第11条まで及び別表第1において同じ。)が特に必要があると認めるときは、区長の承認を得て、前項の利用時間を変更することができる。</p> <p>(利用承認の取消し等)</p> <p>第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ [略]</li> </ul> <p>災害その他の事故により、集会所を利用することができなくなったとき。</p> <p>前3号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めるとき。</p> <p>(利用者の原状回復義務)</p> <p>第12条 利用者は、集会所の利用を終了したとき、又は前条の規定により利用の承認を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちに当該施設を原状に回復しなければならない。</p> <p>(利用者の損害賠償義務)</p> <p>第13条 利用者は、利用に際し、集会所の施設及び付帯設備に損害を与えたときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない</p>	<p>[同左]</p> <p>第2条 集会所(前条第1号に規定する集会所に限る。以下この条から第23条までにおいて同じ。)の利用時間は、午前9時から午後9時までとする。<u>ただし、指定管理者(第15条の規定により業務を行わせる者をいう。以下同じ。)が特に必要があると認めるときは、区長の承認を得て、これを変更することができる。</u></p> <p>[新設]</p> <p>[同左]</p> <p>第11条 [同左]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ [略]</li> </ul> <p>災害その他の事故により、集会所の利用ができなくなったとき。</p> <p>前3号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認めるとき。</p> <p>(原状回復)</p> <p>第12条 [同左]</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第13条 利用者は、利用に際し、集会所の施設及び付帯設備(以下「施設等」という。)に損害を与えたときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただ</p>

理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第15条 区長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって区長が指定するものに、集会所(第1条第1号に掲げる集会所に限る。次条から第21条までにおいて同じ。)の業務のうち次に掲げるものを行わせることができる。

・ [略]

施設及び付帯設備(以下「施設等」という。)の維持管理(軽微な修繕工事を含む。以下同じ。)に関すること。

[略]

2 前項に定めるもののほか、区長は、必要と認める業務又は事務を指定管理者(前項の規定により業務を行わせる者をいう。次条から第23条までにおいて同じ。)に行わせることができる。

(指定管理者の原状回復義務)

第22条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは管理の業務の全部又は一部の停止を命じられたときは、施設等を速やかに原状に回復しなければならない。

(指定管理者の損害賠償義務)

第23条 指定管理者は、管理の業務により施設等に損害を与えたときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長が、指定管理者の責めに帰することができない特別の事情があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(準用)

第24条 第2条から第5条まで、第6条第1項及び第2項並びに第7条から第14条までの規定は、第1条第2号並びに第3号ア及びイに掲げる集会所について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるも

し、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

[同左]

第15条 区長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって区長が指定するものに、集会所の業務のうち次に掲げるものを行わせることができる。

・ [略]

施設等の維持管理(軽微な修繕工事を含む。以下同じ。)に関すること。

[略]

2 前項に定めるもののほか、区長は、必要と認める業務又は事務を指定管理者に行わせることができる。

(原状回復の義務)

第22条 [同左]

(損害賠償の義務)

第23条 [同左]

[同左]

第24条 第2条から第5条まで、第6条第1項及び第2項並びに第7条から第14条までの規定は、第1条第2号及び第3号に規定する集会所について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとす

のとする。

第2条の見出し	利用時間	使用時間
第2条第1項	集会所（前条第1号及び第3号ウに掲げる集会所に限る。以下この条から第14条までにおいて同じ。）の利用時間	集会所の使用時間
第2条第2項	指定管理者（前条第1号に掲げる集会所にあっては第15条の規定により業務を行わせる者を、同条第3号ウに掲げる集会所にあっては墨田区コミュニティ会館条例（平成6年墨田区条例第33号）第11条の規定により業務を行わせる者をいう。次条から第11条まで及び別表第1において同じ。）	区長
	区長の承認を得て、前項の利用時間	前項の使用時間
第3条	指定管理者	区長
	区長の承認を得て、これを	これを
第4条の見出し	利用	使用
第4条	利用	使用
	指定管理者	区長
第5条の見出し	利用	使用
第5条	指定管理者	区長
	利用	使用
第6条の見出し	利用料金	使用料
第6条第1項	利用の	使用の
	利用料金	使用料
	利用承認	使用承認
	指定管理者	区長
第6条第2項	利用料金	使用料
	別表第1	別表第2
	指定管理者が区長の承認を得て	墨田区規則（以下「規則」という。）で
第7条の見出し	利用料金	使用料

る。

第2条	利用時間	使用時間
	指定管理者（第15条の規定により業務を行わせる者をいう。以下同じ。）	区長
第3条	区長の承認を得て、これを	これを
	指定管理者	区長
第4条	区長の承認を得て、これを	これを
	利用	使用
第5条	指定管理者	区長
	利用	使用
第6条第1項	利用	使用
	利用料金	使用料
	利用承認	使用承認
	指定管理者	区長
第6条第2項	利用料金	使用料
	別表第1	別表第2
	指定管理者が区長の承認を得て	墨田区規則（以下「規則」という。）
第7条	指定管理者	区長
	墨田区規則（以下「規則」という。）	規則
	利用料金	使用料
第8条	利用料金	使用料
第9条	利用	使用
第10条	利用	使用
	利用者	使用者
	指定管理者	区長
第11条	指定管理者	区長
	利用	使用
第12条	利用者	使用者
	利用	使用
第13条	利用者	使用者
	利用	使用
第14条	利用	使用
	利用料金	使用料金

第7条	指定管理者は、墨田区規則(以下「規則」という。)	区長は、規則
	利用料金	使用料
第8条(見出しを含む。)	利用料金	使用料
第9条の見出し	利用権	使用権
第9条	利用	使用
第10条	利用する者(以下「利用者	利用する者(以下「使用者
	利用して	使用して
	指定管理者	区長
第11条の見出し	利用承認	使用承認
第11条	指定管理者	区長
	利用	使用
第12条の見出し	利用者	使用者
第12条	利用者	使用者
	利用を	使用を
	利用の	使用の
第13条の見出し	利用者	使用者
第13条	利用者	使用者
	利用に	使用に
第14条の見出し	利用	使用
第14条	利用する	使用する
	利用料金	使用料

別表第1

1 貸切りの場合

区分 名称	利用料金(1室につき)		
	午前	午後	夜間
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
立川集会所～太平四丁目集会所	〔略〕		
横川集会所	2,400円	3,100円	3,100円

付記

- 1 午前については、午前8時から正午まで(指定管理者が特に必要があると認めるときは、午前8時から午前9時

別表第1

1 貸切りの場合

区分 名称	利用料金(1室につき)		
	午前	午後	夜間
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
立川集会所～太平四丁目集会所	〔略〕		
〔新設〕			

付記

- 1 午前については、午前8時から正午まで(特に指定管理者が必要と認める

まで)を利用承認時間とすることができる。この場合の利用料金の額は、午前の利用料金の額に、当該利用料金の額の3割相当額を加えた額(午前8時から午前9時までの場合は、午前の利用料金の額の3割相当額)とする。

2 [略]

2 貸切りでない場合

[略]

別表第2

区分 名称	使用料(1室につき)		
	午前	午後	夜間
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
東あずま公園集会所	[略]		
東駒形集会所	[略]		
梅若橋集会所	[略]		
[削除]			

付記

1 午前については、午前8時から正午まで(区長が特に必要があると認めるときは、午前8時から午前9時まで)を使用承認時間とすることができる。この場合の使用料の額は、午前の使用料の額に、当該使用料の額の3割相当額を加えた額(午前8時から午前9時までの場合は、午前の使用料の額の3割相当額)とする。

2 [略]

ときは、午前8時から午前9時まで)を利用承認時間とすることができる。この場合の利用料金の額は、午前の利用料金の額に、当該利用料金の額の3割相当額を加えた額(午前8時から午前9時までの場合は、午前の利用料金の額の3割相当額)とする。

2 [略]

2 貸切りでない場合

[略]

別表第2

区分 名称	使用料(1室につき)		
	午前	午後	夜間
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
東あずま公園集会所	[略]		
東駒形集会所	[略]		
梅若橋集会所	[略]		
横川集会所	2,400円	3,100円	3,100円

付記

1 午前については、午前8時から正午まで(特に区長が必要と認めるときは、午前8時から午前9時まで)を使用承認時間とすることができる。この場合の使用料の額は、午前の使用料の額に、当該使用料の額の3割相当額を加えた額(午前8時から午前9時までの場合は、午前の使用料の額の3割相当額)とする。

2 [略]

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。